

第5回 坂出市議会報告会

- 1 開会
- 2 議長(副議長)あいさつ
- 3 出席議員紹介
- 4 議会報告
 - ・総務消防委員会報告
 - ・教育民生委員会報告
 - ・市民建設委員会報告
 - ・新庁舎建設特別委員会報告
- 5 意見交換
- 6 閉会

議会報告会資料 目次

報告編

総務消防委員会報告	1
教育民生委員会報告	3
市民建設委員会報告	6
新庁舎建設特別委員会報告	10

資料編

坂出市議会基本条例前文	11
市議会の概要	12
坂出市議会議員名簿	17

平成26年10月
坂 出 市 議 会

総務消防委員会報告

○坂出市税条例の一部を改正する条例制定について

国の地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税等が見直しされます。

原付や 125cc 以上のバイクなどの車両

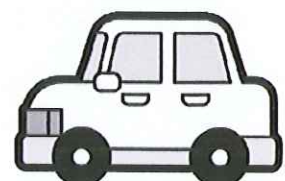
車種		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

三輪・四輪以上の車両

車種区分			標準税率		重課税率	
			現 行	改正後	現 行	改正後
三輪(660cc以下)			3, 100円	3, 900円		4, 600円
四輪以上 (660cc以下)	自家用	乗用	7, 200円	10, 800円	制度なし	12, 900円
		貨物	4, 000円	5, 000円		6, 000円
	営業用	乗用	5, 500円	6, 900円		8, 200円
		貨物	3, 000円	3, 800円		4, 500円

注1 平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用。

注2 平成28年度以降、新車新規登録を受けた日（初度検査年月）から13年を経過した環境負荷の大きい三輪以上の軽自動車については、環境配慮型税制（おおむね20%増税）が実施されます。



『審議結果』 今回の条例の一部改正については国の地方税法の改正に伴うものであること。さらには地方の重要な財源である自動車取得税を現行の5%(軽自動車3%)から3%(同2%)に引き下げることにも含まれており、今後消費税10%の時点では廃止の方向であること。以上のことから可決すべきものと決しました。今後とも税金の使い道については議会としてもより厳正に監視していきたいと考えています。

なお、重課税率については環境対策として、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、反対に新車新規登録から一定の年数(13年)を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を上乗せ(重課)する特例措置です。

○坂出市非常勤消防団員に係る退職金の支給に関する一部を改正する条例制定について
非常勤消防団員の退職金を一律5万円引き上げ、その最低支給額を20万円とするものです。



『審議結果』 本条例は、本市の非常勤消防団員の処遇改善を図るものであり、可決すべきものと決しました。

なお、審議過程において、本条例によって一定の処遇改善がなされることを評価した上で、本市独自に取り組んでいく考えはないか、当局の見解をたしました。

当局からは、条例により額を改定することは可能であるものの、全国的に当該政令(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令)に規定された額を超えて支給を行っている事例は見られないことから、近隣他市町への影響を勘案すると困難であるとの答弁がありました。

さらに、団員報酬額については各自治体において定められていることから、本市の状況について説明を求めたところ、当局からは、県内8市の中では平均的水準であるとの答弁がありました。

これを受けて委員から、団員の確保に苦慮している本市の実情に触れ、処遇改善は団員確保と密接に関連するとして、さらなる取り組みを求める意見が出され、当委員会として、消防団は地域防災力の向上には欠かせない存在であることから、団員確保に向け団員報酬の増額について前向きに検討するよう要望しました。

教育民生委員会報告

【新市立病院の概要について】 12月1日開院！

“市民が安心して暮らせ、心の支えとなる病院に”を基本理念とする坂出市立病院が寿町（旧中央小学校地）に移転し、本年12月1日に開院することになりました。

○新病院の基本情報

- ・名 称： 坂出市立病院
- ・郵便番号： 762-8550
- ・位 置： 坂出市寿町三丁目1番2号
- ・診療科目： 内科，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，糖尿病内科，腎臓内科，血液内科，漢方科，外科，消化器外科，呼吸器外科，脳神経外科，小児科，眼科，産婦人科，耳鼻咽喉科，泌尿器科，整形外科，リウマチ科，麻酔科，放射線科，臨床検査科，リハビリテーション科（23科）
- ・病 床 数： 一般病床 194床 ※216床から変更
- ・医 師 数： 32名
- ・構 造： 鉄筋コンクリート造，地上5階（一部6階），免震構造
- ・駐車場等： 駐車場161台（身体障がい者用4台）駐輪場 自転車約60台 バイク約25台

○新病院の開院前後の診療・休診スケジュール

坂出市立病院は，平成26年11月30日に坂出市寿町へ移転し，12月1日（月）に開院しますが，移転前後の一定期間は，移転準備及び引越，患者移送や診療開始に向けた準備等のため外来の休診や救急の受け入れ制限を行います。

平成26年													
11月							12月						
24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
振替休日						入院患者移送	開院			外来診療開始			
現 病 院							新 病 院						

○使用料および手数料

・入院料差額（税抜）

1 人 室			共通設備 洗面所・床頭台 テレビ・冷蔵庫 クローゼット
2 室	2 7 室	2 8 室	
トイレ・シャワー・キッチン・応接セット	トイレ・シャワー	トイレ	
約 2 6 . 3 1 m ²	約 1 4 . 6 7 m ²	約 1 3 . 0 7 m ²	
1 0 , 0 0 0 円／日	6 , 0 0 0 円／日	4 , 5 0 0 円／日	

・駐車場使用料（税込）

入院の方	入院の方はご利用できませんのでご協力をお願いします
外来診療の方	無料（時間制限しない）
お見舞い等の方	3 0 分を超える 6 0 分までごとに 1 0 0 円

※ 1 台につき 1 回の使用に係る使用料の額は、当該使用の開始の時から 2 4 時間までごとににつき 1 , 0 0 0 円を上限とします。

○看護科の部局制

魅力ある職場づくり、人づくりを推進するため看護科を看護部に組織機構面から改正します。

	現在の補職名	新しい補職名
部 長 級		看護部長
課 長 級	総看護師長	副看護部長
課長補佐級	副総看護師長	看護師長
係 長 級	看護師長	副看護師長
	主任看護師	主任看護師

・一部改正を要する条例

「坂出市職員の給与に関する条例」

…医療職給料表（3）6 級の新設

「坂出市職員の特殊勤務手当に関する条例」

…研究手当の看護部長新設及び補職名の変更・夜間看護業務等手当の管理職手当支給者に対する加算

・給与費の影響（見込）額

平成 2 6 年度 約 2 , 1 5 4 千円

平成 2 7 年度 約 6 , 0 1 4 千円

“新病院が利用される方にとって、快適で安心できるとともに、病院従事者が笑顔で働けるよう議会としても支援していきます”

【子ども・子育て支援新制度について】

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」と関連法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートする予定です。

新制度における国の取り組みは次のとおりです。

○幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」※の普及を図ります。

煩雑であった認可手続きを簡素化し、新たな認定こども園の設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、普及を図っていきます。

※現在、市内に認定こども園はありません

○保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、3歳未満児を預かる地域型保育事業を新設するなど、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

☆地域型保育事業の4つのタイプ

- ・家庭的保育 少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う（保育ママ）
- ・小規模保育 少人数（定員6～19人）を対象にきめ細やかな保育を行う
- ・事業所内保育 事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する
- ・居宅訪問型保育 障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を行う

○幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みで、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談等が受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

○子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

※地域型保育事業を参照

委員会での審議より



Q. 新制度は誰が主体となって取り組んでいくの？

A.

新制度の取り組みは、住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。市町村は地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。

Q. 新制度によって、さかいでの子育ては具体的にどう変わるの？

A.

新制度で新たに制度化された、地域型保育事業は、都市部の待機児童問題を解消するため、待機児童の大半を占める3歳未満児の保育量を増やすことに重点を置くものです。

本市は保育施設が公立、私立合わせて13施設存在していますが、今後、「子ども・子育て会議」で5年間の保育のニーズ量を検討し、事業計画において保育需要が既存の保育施設で供給できる保育量を上回った場合には、地域型保育事業等で補っていきます。従って、「子ども・子育て支援事業計画」における保育の需要と供給の状況判断によって地域型保育事業等に新たに組み込むか否かの判断が分かります。

市民建設委員会報告

【10月1日からの公共交通機関について】



① 循環バス（東西2ルート運行）

市内循環バスは、今年7月には過去最高の月間乗客数1,785人を記録し、8月18日には通算乗客数3万人を記録。10月からは更に1ルート増えて東西2ルート運行となり、新たに南西部地区を走ります。

バスの色は、東ルートが従来通りのピンク（桃色）で、西ルートはイエロー（黄色）となります。東西ルート共に便数は1日18便で、運賃は100円で運行します。

② デマンド型乗合タクシー

現在、府中・西庄、加茂・神谷・林田の一部、川津の3地区で運行をしています。10月からは、府中・西庄の東西を統合して1地区で運行すると共に、各地区の利便性を高めるため、乗降場所を増設します。該当地区には、お知らせのチラシを広報誌と共に配布します。デマンド型乗合タクシーは3地区とも、1日上下合わせて8便、事前登録・予約制で運賃は1回300円です。

【崇徳上皇没後850年事業について】

今年、崇徳上皇没後850年を迎えることから、坂出市は8月に実行委員会を設立し、3記念事業を開催することにしました。

① プロモーションビデオの作成・配布

崇徳上皇ゆかりの地である本市の観光地を紹介するプロモーションビデオを2種類作成し、インターネットやその他のメディアで放送する他、DVDを作り、各地で行う物販や観光PRイベントの際に配布する予定です。

② 崇徳上皇に関する古典芸能の公演

平成27年2月14日(土)、坂出市民ホールで崇徳上皇にゆかりのある能楽「松山天狗」の公演を開催する予定です。

③ 崇徳上皇ゆかりの地ツアーの開催

9月21日(日)、坂出市内に残る崇徳上皇ゆかりの地等を巡るバスツアー(参加者35人)を実施。また、翌22日には京都白峯神宮で開催された「薪能」の見学ツアーを実施し、市民等36人が参加しました。

【人工土地総合再生基本計画について】

市は今年6月、耐震補強が必要となっている人工土地について、今後の総合的な再整備や耐震改修の方針等をまとめた「坂出市人工土地総合再生基本計画」を作成し、当委員会に示しました。

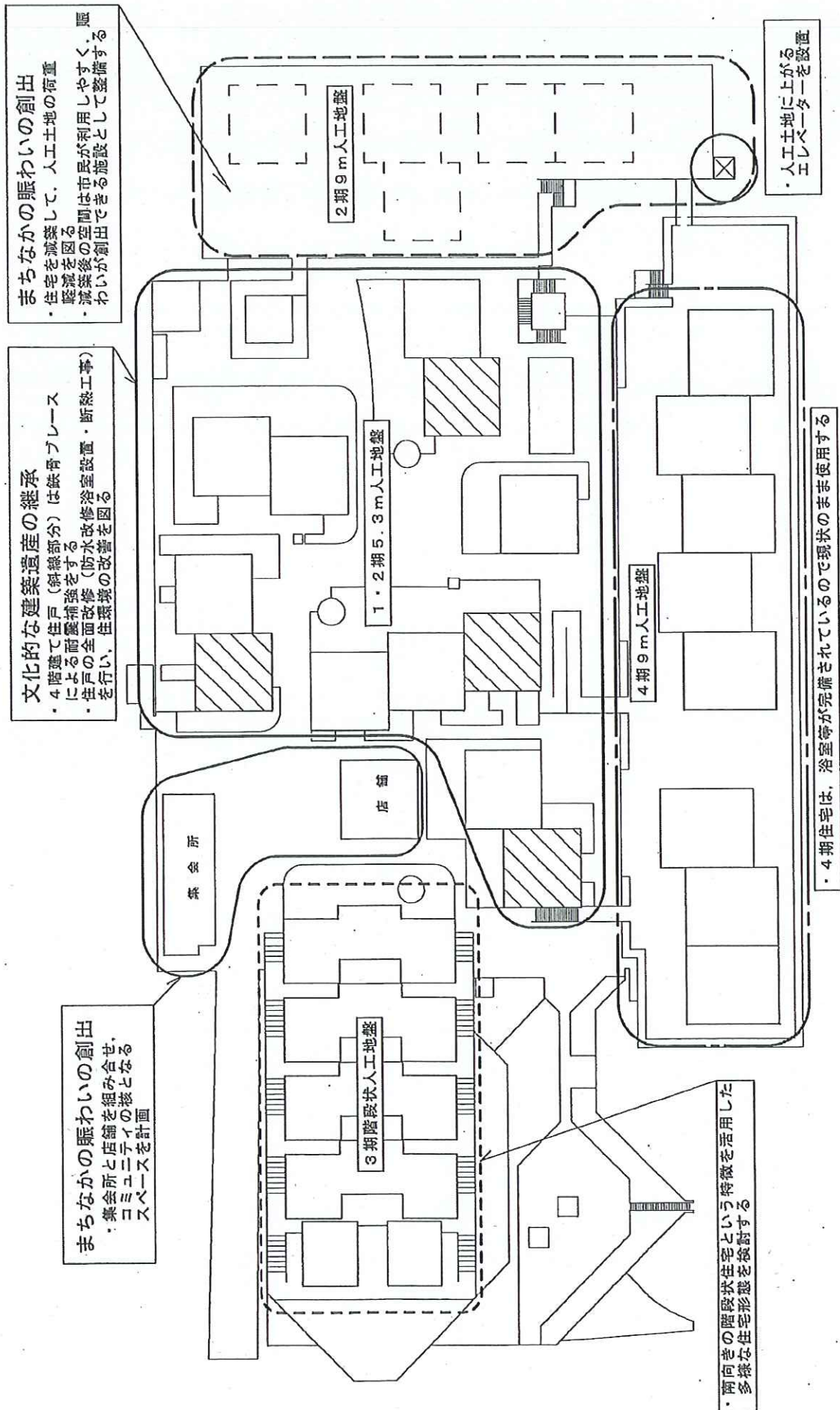
再整備の目標として、「幅広い市民サービスの拠点の創出」、「まちなかの賑わいの創出」、「市民を守る防災拠点機能の強化」、「文化的な建築遺産の継承」の4点を打ち出しています。



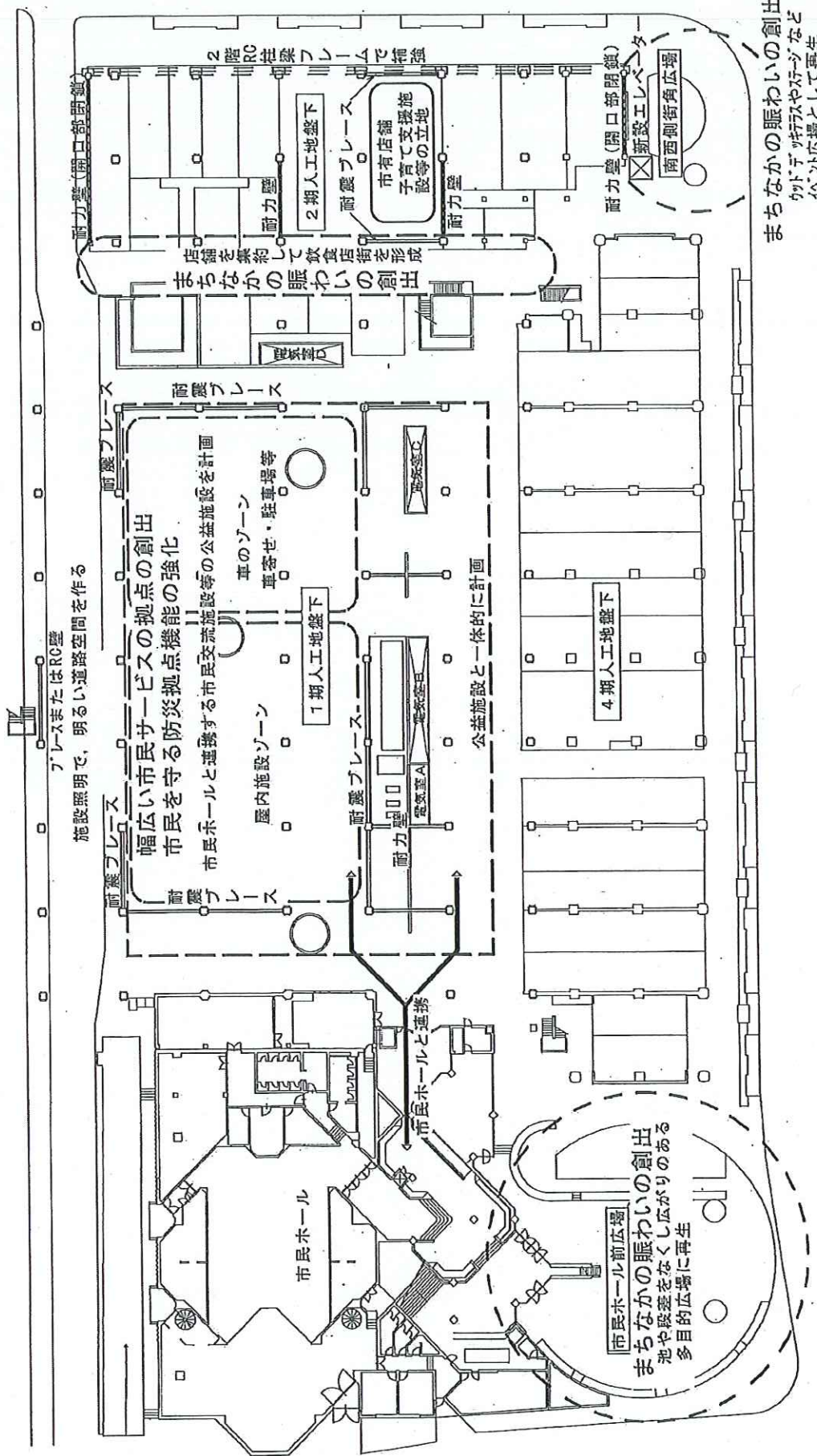
委員からは、現在策定中のグランドデザインと人工土地基本計画の関連性を問う声や、事業内容の検討には市民から幅広い意見を求めるべきといった意見が出されました。

これに対して当局は、「グランドデザインによって事業全体の方向性が明確になると共に、整備内容も基本設計の中で具体化されていく見込み」である事。また、意見集約については「基本設計を策定する際に、パブリックコメントの実施を検討すると共に、人工土地内の店舗経営者や近隣の商店街関係者と協議の場を設けるなど意見集約に努め、基本設計の策定に向けて合意形成を図っていく」との答弁がありました。

坂出市人工土地総合再生基本計画（人工土地上）



坂出市人工地總合再生基本計畫(人工土地下)



新庁舎建設特別委員会報告



坂出市の本庁舎は昭和 32 年建設以来 57 年の長きにわたって活用してまいりましたが、建物をはじめ電気設備や給排水設備等も老朽化している上、平成 21 年度に実施した本庁舎の耐震診断で、震度 6 強～7 程度の大規模地震が起きた場合、倒壊又は崩壊の危険性が高いとの診断結果を受けました。今後の整備方針について、補修や耐震工事等も検討されましたが、最終的には、建て替えを前提に検討を進めるべきとの総合判断が示されました。

以来、庁内勉強会を経て平成 24 年 2 月に新庁舎建設庁内委員会、同年 11 月に市民の代表からなる新庁舎建設市民会議が設置され、議会においても 25 年 1 月に特別委員会（議員 11 人）を設置し、検討を始めました。その間 25 年 1 月には新庁舎建設基本構想が、本年 8 月には新庁舎建設基本計画が策定されました。

新庁舎の建設場所は、現庁舎が建っている敷地とし、業務を続けながら建て替えます。総床面積はおおむね 6,000 m²を念頭に 6,550 m²を上限として適正規模を決定します。今のところ、平成 28 年・29 年度で工事、平成 30 年度中の完成を想定しています。また、合同庁舎・教育会館・イオン坂出店 3 階の中央公民館はそのまま継続使用します。

新庁舎建設の基本理念は、「安全・安心で市民と環境にやさしい庁舎」です。基本方針は 3 つで、①「安全と安心の確保」では高い防災性能を持ち、災害時には対策本部としての機能を果たせる施設を目指します。②「市民サービス機能の充実」では、誰もが利用しやすく、人にやさしい、そして、住民との協働・連携が図れ、広く親しまれる施設を目指します。③「経済性と環境への配慮」では、華美な設計を排して、建設費も抑える事や、省エネに配慮して環境にやさしい施設を目指すこととしています。

建設費用については現段階では 25 億円程度と想定されていますが、最近の建設労務単価上昇、資材不足の状況を考え合わせると新庁舎建設時の建設物価高騰が懸念されています。

坂出市では、新庁舎建設に向けて既に基金を積み立てていますが、累計額は平成 26 年度末で 8 億円になります。今年度以降も毎年度 1 億円ずつ積み立て、28 年度末には 10 億円の積立累計となる予定です。

特別委員会では以上のような経過の中、先進地の資料収集や現地視察をはじめ、精力的に議論・研究を進めてまいりました。今後も「市民会議」とともに、市民の皆様方にご意見をお聞きしながら、より良き新庁舎の建設に向けて、検討を加えていくことにしています。

坂出市議会基本条例 (前文)

坂出市民から選挙で選ばれた議員により構成される坂出市議会は、同じく選挙で選ばれた坂出市長とともに、それぞれ市の代表機関を構成し、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この2つの代表機関は、互いに健全な緊張関係を保つことにより、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論を深め協力しながら、坂出市としての最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。

地方分権の流れは、確実に自治体に押し寄せており、その中であって議決機関としての議会の果たすべき役割と責任は大きくなっています。

そこで議会は、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、議員間の自由な討議の展開、議員の資質向上、監視および評価機能の充実、政策立案および提言機能の強化が求められています。また、積極的な市民参加を推進し、多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねなければなりません。

議会は、市民とともにふるさとの豊かな自然を守り、先人が築き上げてきた歴史と固有の文化、さらにゆめ無限海橋のまち坂出を発展させ、次代に引き継がなければなりません。

そして、今を生きる市民の生活を守り、市民の輝かしい未来を確かなものにするために、市民福祉の向上に全力を尽くすことを誓い、議会および議員の果たすべき役割と責務を明確にするため、この条例を制定するものです。

市議会の概要

1. 市議会の構成（平成 25 年度）

(1) 議員定数 条例定数：22 人（任期：平成 23 年 5 月 2 日～27 年 5 月 1 日）

(2) 議会構成

① 議会運営委員会：8 人

② 常任委員会（任期 2 年）

名 称	定数	所管事項
総務消防委員会	8 人	総務部，出納局および消防の所管に属する事項ならびに他の常任委員会の所管に属さない事項
教育民生委員会	7 人	健康福祉部，市立病院および教育委員会の所管に属する事項
市民建設委員会	7 人	市民生活部，建設経済部，水道局および農業委員会の所管に属する事項

③ 特別委員会

・ 決算審査特別委員会（11 人）

※毎年 9 月定例会で設置し，閉会中の継続審査を行っています。

・ 新庁舎建設特別委員会（11 人） ※平成 25 年 1 月 21 日設置

④ その他

・ 広報広聴委員会（8 人）

※議会報告会の開催や議会だよりの編集など文字通り議会の広報広聴全般を担います。

(3) 会派構成（平成 26 年 10 月 1 日現在）

新政会	市民グループ 未来の会	公明党議員会	市民の声
7 人	6 人	2 人	2 人
改進黨	社会民主党 議員会	日本共産党 議員会	新 緑
2 人	1 人	1 人	1 人

2. 会議の開催状況（平成 25 年）

(1) 本会議

回	会期日数（期間）		本会議 日数	一般 質問者	のべ審議時間
1	臨時会	1 日間（1 月 21 日）	1 日	—	6 分
2	定例会	22 日間（3 月 4 日～25 日）	5 日	8 人	13 時間 28 分
3	臨時会	1 日間（5 月 20 日）	1 日	—	58 分
4	定例会	19 日間（6 月 13 日～28 日）	5 日	8 人	8 時間 49 分
5	定例会	21 日間（9 月 5 日～25 日）	5 日	7 人	10 時間 17 分
6	定例会	16 日間（12 月 5 日～20 日）	5 日	9 人	11 時間 19 分

* 議決の状況（平成 25 年中）

区分	総数	可決	否決	承認 (報告)	認定	同意	その他
条 例	29	25	1	3			
予 算	31	31					
人 事	10					10	
決 算	14				14		
その他	23	8					15
報 告	21			21			
意見書	1	1					
決 議	1	1					
計	130	66	1	24	14	10	15

※承認（報告）欄の「21」は法令等によるものとした。その他欄の「15」は特別委員会設置や議員派遣等の議発のもの。

* 意見書・決議の議決状況（平成 25 年中）

議決年月日	件 名	陳情・議員 発議区分
6 月 28 日	坂出北インターチェンジのフルインター化の早期実現に関する決議	議発
9 月 25 日	地方税財源の充実確保を求める意見書	議発

(2) 委員会

委員会名	開催回数	うち開会中	うち閉会中
議会運営委員会	29	14	15
総務消防委員会	9	5	4
教育民生委員会	9	5	4
市民建設委員会	9	5	4
新庁舎建設特別委員会	4	3	1
決算審査特別委員会	8	2	6

3. 行政視察（平成 25 年）

委員会名	日程	視察先	視察項目
議会運営委員会	7 月 31 日～ 8 月 2 日	神奈川県小田原市	議員定数及び議会報告会等
		静岡県島田市	議員定数及び議会報告会等
		三重県四日市市	通年議会及び議会報告会等
総務消防委員会	10 月 23 日 ～25 日	愛知県北名古屋市	企業立地の推進
		愛知県高浜市	公共施設のマネジメント
		岐阜県多治見市	財政健全化及び債権管理
教育民生委員会	10 月 23 日 ～25 日	長野県松本市	健康寿命延伸都市の取り組み
		東京都三鷹市	コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の充実
		東京都港区	小中一貫教育における英語教育の充実
市民建設委員会	10 月 23 日 ～25 日	福岡県糸島市	産地直売施設の取り組み
		佐賀県伊万里市	伊万里港の整備事業
		長崎県佐世保市	特産品の販路拡大事業

4. 議会改革

《議会基本条例案の市民説明会から条例制定・施行（運用）に至る主な経緯》

平成 24 年

日 付	会議等	主な協議内容等
3 月 28 日 ～31 日	市民への説明会	中学校区単位に市内 4 箇所で条例素案について内容を説明するとともにご意見を聴取
5 月 17 日	臨時会	議会基本条例を可決
6 月 11 日～ 8 月 13 日	議運（基本条例の運用協議）①～⑪	条例，工程表，運用方針，実施要領，要領及び要綱案を元に精力的に協議を重ねた。
8 月 8 日	議場の配置換え	議長から見て左右に並べ替え作業
8 月 27 日	委員会の配列変更	今回から傍聴議員席や記者席等の配置を変更。
8 月 30 日	議員研修会（告示日）	議員総会の形で初の実施。＊理事者の議案説明

9月6日	定例会開会	新配置で雰囲気が大きく変化
	広報広聴委員会 (初)	正副委員長の互選。議会報告会の日程、報告会内容、班編成、役割分担、チラシ配布等の協議
9月12日～ 13日	個人質問	初の一問一答方式での実施 ※9人中8人が一問一答方式を選択
9月～11月	決算審査特別委員会	決算審査の充実を図るため、委員構成を8人から11人に変更し、審査対象は一般会計に加え、特別会計及び企業会計を加えた全会計とした。
10月31日	議会報告会①	1班；水道局大会議室で開催、市民参加23人
		2班；与島開発総合センター、28人
11月1日	議会報告会②	1班；市民ふれあい会館、33人
		2班；白峰中体育館、16人 計100人の市民参加
12月3日	議会運営委員会	・初めて意見書に係る陳情者の意見陳述を実施。

平成25年

日付	会議等	主な協議内容等
2月25日	議員研修会	・新年度予算新規主要事業について、当局より説明を受ける。
3月25日	3月定例会	・議会の会議、常任委員会等に出席した際に支給される費用弁償を廃止する条例改正案を可決した。
4月25日	議会報告会①	1班；坂出中学校体育館で開催、市民参加17人
		2班；瀬居中学校体育館、6人
4月26日	議会報告会②	1班；金山集会所、20人
		2班；白峰中体育館、13人 計56人の市民参加
5月20日	臨時会	・正副議長選出に当たって初の立候補制を実施し、所信表明会を開催する。
10月22日	議員研修会	・議員定数の見直しを検討するに当たって、早稲田大学マニフェスト研究所より中村健氏を招聘し、「市議会議員の定数を考える」をテーマにした講演を受講する。
10月28日 ～11月2日	議会報告会	今回から3班体制で、前期・後期に分けて市内12地区で開催することとなった。 A班；10月30日 川津公民館 10月31日 林田公民館 B班；11月1日 府中公民館 11月2日 西部つどいの家 C班；10月28日 西庄公民館 11月2日 東部集会所 参加9人 参加46人 参加28人 参加18人 参加28人 参加11人 計140人の市民参加
12月20日	12月定例会	・議員定数の見直しについて協議、検討した結果、次の一般選挙より、定数22人から2人削減の20人とする条例改正案を可決した。

平成 26 年

日 付	会議等	主な協議内容等
4 月 18 日 ～26 日	議会報告会	3 班体制で、前期・後期に分けて市内 12 地区で開催した。 A 班 ; 4 月 25 日 松山公民館 4 月 26 日 与島開発総合センター B 班 ; 4 月 21 日 加茂公民館 4 月 24 日 市民ふれあい会館 C 班 ; 4 月 18 日 王越公民館 4 月 26 日 福江公民館 参加 34 人 参加 30 人 参加 26 人 参加 39 人 参加 20 人 参加 24 人 計 173 人の市民参加
6 月	議会改革度ランキン グ	日本経済新聞社産業地域研究所が行った市区議会の改革度調査で全国 131 位(前回 795 位)、県内 1 位(前回最下位)、四国では 3 位(前回最下位)となり前回ランキング(2012 年)から大幅に上昇した。
8 月	議会運営委員会	平成 27 年 5 月の改選を前に、議会基本条例の見直し作業に着手した。
9 月 12 日	教育民生委員会	陳情書を初めて常任委員会に付託し、審議を行った。

5. 政務活動費

政務活動費とは、地方自治法第 100 条第 14 項、15 項及び 16 項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む）または個人に対して交付されるもので、自治体によってその額は異なっています。また議長に対して収支報告書の提出が義務付けられています。

坂出市では会派の所属議員数に年額 250,000 円を乗じた金額がその年度に会派に交付されますが、使用しなかった分は市に返還することになっています。

政務活動費の交付及び使途基準については、「坂出市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に定められています。

坂出議会では、各会派が政務活動費を適正に執行するよう「政務活動費マニュアル」を定め、使途基準を更に明確にするとともに使途について議会ホームページで公開しています。

坂出市議会議員名簿

平成 26 年 10 月 1 日現在

番号	氏 名	期数	所属委員会	所属会派
1	斉藤 義明	1	議運・総務消防・決算	市民の声
2	出田 泰三	1	市民建設・庁舎・広報	市民の声
3	若谷 修治	1	総務消防・広報	市民グループ未来の会
4	茨 智仁	1	総務消防・決算	新政会
5	脇 芳美	1	市民建設	新緑
6	村井 孝彦	1	市民建設・決算・広報	市民グループ未来の会
7	野角 満昭	3	市民建設・庁舎・決算	日本共産党議員会
8	楠井 常夫	2	総務消防・庁舎・広報	新政会
9	末包 保広	2	議運・教育民生・決算・広報	新政会
10	別府 健二	4	市民建設・決算	新政会
11	植條 敬介	3	総務消防・庁舎	市民グループ未来の会
12	前川 昌也	2	市民建設・庁舎・決算	市民グループ未来の会
13	大藤 匡文	2	議運・総務消防・庁舎	市民グループ未来の会
14	大前 寛乗	3	議運・教育民生・決算	市民グループ未来の会
15	松田 実	7	教育民生・庁舎・広報	社会民主党議員会
16	若杉 輝久	5	議運・総務消防・広報	公明党議員会
17	松成 国宏	7	教育民生・庁舎・決算	公明党議員会
18	吉田 耕一	3	議運・市民建設・決算	新政会
19	中河 哲郎	5	教育民生・庁舎	新政会
20	木下 清	5	議運・総務消防・広報	改進黨
21	山条 忠文	6	教育民生・庁舎・決算	改進黨
22	東山 光徳	8	教育民生・庁舎	新政会

*「議運」は議会運営委員会、「庁舎」は新庁舎建設特別委員会、「決算」は決算審査特別委員会、「広報」は広報広聴委員会をそれぞれ略したものです。